1. サービス内容およびご利用条件

「南越前町らくらくおでかけバス」(以下「本サービス」)は、 「南越前町らくらくおでかけバス」会員規約(以下「本規約」) に基づき会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域 内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で 目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービス のご利用の条件は、本会員規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録 申込書に必要事項を記入し、南越前町(以下「町」)が会員と 認めた方と、町との間で適用されます。また、会員登録申込書 の提出、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更 された規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

次の(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員申込できるもの とします。

- (1)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、 受付センターへの連絡ができる方
- (2)ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、 停留所への移動および車両への乗降ができる方(ただし、 車いす等の積載はできません)

4. 利用開始

本サービスは、町が会員登録申込書を受け付けた後、書面に よる利用開始の通知を受けてから、ご利用いただけます。

5. 運賃

運賃は、町が定めた料金とします。

6. 停留所・運行地域・ルート等

停留所は、会員登録申込書添付別紙のとおりとします。 また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通 事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものと します。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる 場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。但し、 町または旅客自動車運送事業者の判断により、変更または 運休する場合があります。この場合、受付センターより、該当 する会員に連絡します。

(1)運行日時

月曜~金曜 8:30~17:00

但し、土日祝、年末年始(12/29~1/3)、その他、町が定めた 運休日を除く。

(2)乗車希望受付日時

(電話)月曜~金曜 8:00~17:00

電話での乗車希望受付は利用希望日の2週間前から利用 希望日時の20分前まで受け付けます。

但し、土日祝、年末年始(12/29~1/3)、その他、町が定めた 運休日を除く。

(インターネット)24時間受付

インターネットでの乗車希望受付は利用希望日の1週間 前から利用希望日時の20分前まで受け付けます。 但し、システムメンテナンス時を除く。

8. 垂重希望方法

ご利用を希望される場合は、受付センターへ、氏名、会員 番号、利用希望日時、希望乗降場所をご連絡いただくか、 インターネットにて受付を行います。なお、小学生がご利用 を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。

運転手への口頭での乗車希望は受付いたしかねます。限ら れた車両で予約受付の早い方を優先するため、乗車のご希望 に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもって ご乗車希望をお決めください。

9. 変更・キャンセル

変更・キャンセルは、受付センターへ電話にてご連絡いただ くか、インターネットにてお手続き下さい。

運転手への口頭での乗車希望・変更・キャンセルは受付いた しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の 負担は不要です。

10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降 都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がござ います。

乗車希望時間の5分前に停留所にお越しください。

出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものでは ありません。大幅な遅延が予想される場合、受付センター からご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡 が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を 推奨します。

11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・場所にお越しにならない場合、次の 会員のお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車 運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

13. 乗車の制限

本サービスを多くの会員にご利用頂くため、特定の会員が 頻繁に乗車することにより、他の会員の乗車が困難な状況が 多発した場合は、会員の乗車を必要な範囲で制限させて いただく場合があります。

14. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると町が判断した場合、会員 資格を直ちに取消すことがあります。

- (1)本人確認ができないとき
- (2)旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
- (3)本規約3.(会員条件)を満たさないとき
- (4)本規約19.(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、または そのおそれがあるとき
- (5)無断キャンセルが頻繁で他のお客様の迷惑となるとき
- (6)本規約を遵守しないとき

15. 同乗者

会員にご同行される場合で、会員と同じ乗降場所・時間で あれば非会員も同乗が可能です。但し、18歳以上の非会員に ついては、会員条件を満たす方の初回乗車に限り同乗でき ます。

同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗 者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、また は同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。 同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が 本規約を理解し、守ることに責任を持っていただきますよう お願いします。

16. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に 対する責任(生命又は身体を害した場合の責任)等)、本サー ビスにかかる車両の管理については、町ではなく、運送を 行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送 契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。 旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の 乗車時に成立するものとし、町は、旅客自動車運送事業者と 会員様との間の運送契約の成立を約束するものではなく、 運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないもの とします。

17. 町の免責

次の場合、町は会員に対して損害を賠償する責任を負わない ものとします。

- (1)本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた 一切の損害、損失、事故、トラブル
- (2)通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に 関してトラブルが生じた場合
- (3)会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされ た場合
- (4)会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できない ことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡が できない場合
- (5)本規約7.(運行・乗車希望受付日時および運休)、10.(到着 時間)、11.(会員の遅延)、12.(乗車のお断り)、13.(乗車の 制限)、14.(会員資格の取消し)、15.(同乗者)、22.(受付 センターの稼働中断・停止)、23.(本サービスの中止・ 終了)の場合
- (6)会員の故意または過失による場合
- (7)町の責に帰すことができない事由による場合

18. 会員の責任

町は、会員の故意もしくは過失により、または会員が法令もしく は本規約の規定を守らないことにより、町が損害を受けた ときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあり ます。

19. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員また はこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用 いて威圧、業務妨害、もしくは不当要求をする者)でないこと を誓約するものとします。

20. 個人情報の取扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる 車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、町が 「南越前町らくらくおでかけバス」スポンサーから提供を受け た広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しま せん。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要 な限りにおいて、会員の個人情報を旅客自動車運送事業者、 システム運用事業者およびコールセンター運用事業者に 共有する場合があります。

また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、 または会員が携帯電話を使用できず、町から連絡をとる必要 がある場合、必要な限りにおいて、会員の個人情報を「南越 前町らくらくおでかけバス」停留所管理者と共有する場合が あります。

21. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更が生じた場合、 または退会をご希望される場合は、受付センターへ書面また は電話でご連絡ください。

22. 受付センターの稼働中断・停止

町は、メンテナンスのため、受付センターの稼働を中断、また は停止する場合があります。

23. 本サービスの中止・終了

町は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員 に周知することにより、本サービスの運営を中止、または 終了する場合があります。

24. 規約の変更

町は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる 車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知 することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、 本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日 をもって変更後の規約が適用されるものとします。

25. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サー ビス及び本規約に関する一切の紛争は、福井地方裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約制定: 2022 年10 月 規約改定: 2024年10月